

ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）
放課後児童クラブ利用支援事業について

【注意】

- ・民間が設置する児童クラブや、放課後子ども教室、放課後等デイサービスは、対象外です。
- ・放課後児童クラブを利用する年度ごとに申請が必要です。

指導料（※1）から、児童一人あたり3千円／月
（8月の長期休暇期は5千円／月）を市が負担します。

（※1）「指導料」とは、定額により徴収するもので、おやつ代等飲食物費に該当する費用は含みません。

○対象者

お子様が、沼津市内の小学校へ通学する1年生から6年生で、沼津市内の放課後児童クラブへ通所し、児童扶養手当を受給している方。

○申請方法

放課後児童クラブを利用する月の前月15日（土日祝の場合は直前の平日）までに、各クラブへ「放課後児童クラブ入会申込書・変更届出書」を提出のうえ、児童扶養手当受給の旨をお知らせください。

ただし、新規に児童扶養手当を申請した方や、他市で児童扶養手当を受給し転入した方は、沼津市から児童扶養手当が支給開始となった月の翌月分からです。

例）児童扶養手当を4月に申請し、審査の結果5月分から手当支給が決定された場合、5月15日までに申請をすれば、6月の放課後児童クラブ利用料から対象です。

○利用料の徴収について

各放課後児童クラブにおいて、集金します。

その際、集金袋の集金額をご確認の上、各放課後児童クラブが定める期日までにお支払ください。

※対象とならない方には、後日お知らせいたします。

【問い合わせ先】

- 児童扶養手当の受給について

こども未来創造課 こども手当係 電話 055-934-4827

- 放課後児童クラブの申し込みや利用方法について

利用する各クラブへお問い合わせください